

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員給与規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考																													
<p>附 則  <u>第 11 条</u> 平成 24 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)においては、<u>第 11 条第 1 項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額(国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部を改正する規程(18 経規程第 21 号)附則第 6 条の規定による俸給を含み、当該職員が第 21 条第 2 項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</u></p> <table border="1" data-bbox="176 703 772 1193"> <thead> <tr> <th>俸給表</th> <th>職務の級</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">教育職俸給表</td> <td>2 級以下</td> <td>100 分の 4. 77</td> </tr> <tr> <td>3 級から 4 級まで</td> <td>100 分の 7. 77</td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td>100 分の 9. 77</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般職俸給表(一)</td> <td>2 級以下</td> <td>100 分の 4. 77</td> </tr> <tr> <td>3 級から 6 級まで</td> <td>100 分の 7. 77</td> </tr> <tr> <td>7 級以上</td> <td>100 分の 9. 77</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般職俸給表(二)</td> <td>3 級以下</td> <td>100 分の 4. 77</td> </tr> <tr> <td>4 級以上</td> <td>100 分の 7. 77</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">医療職俸給表</td> <td>2 級以下</td> <td>100 分の 4. 77</td> </tr> <tr> <td>3 級から 6 級まで</td> <td>100 分の 7. 77</td> </tr> <tr> <td>7 級</td> <td>100 分の 9. 77</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額</p> <p>(2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地</p>	俸給表	職務の級	割合	教育職俸給表	2 級以下	100 分の 4. 77	3 級から 4 級まで	100 分の 7. 77	5 級	100 分の 9. 77	一般職俸給表(一)	2 級以下	100 分の 4. 77	3 級から 6 級まで	100 分の 7. 77	7 級以上	100 分の 9. 77	一般職俸給表(二)	3 級以下	100 分の 4. 77	4 級以上	100 分の 7. 77	医療職俸給表	2 級以下	100 分の 4. 77	3 級から 6 級まで	100 分の 7. 77	7 級	100 分の 9. 77	<p>附 則  <u>第 11 条</u> 削除</p>	
俸給表	職務の級	割合																													
教育職俸給表	2 級以下	100 分の 4. 77																													
	3 級から 4 級まで	100 分の 7. 77																													
	5 級	100 分の 9. 77																													
一般職俸給表(一)	2 級以下	100 分の 4. 77																													
	3 級から 6 級まで	100 分の 7. 77																													
	7 級以上	100 分の 9. 77																													
一般職俸給表(二)	3 級以下	100 分の 4. 77																													
	4 級以上	100 分の 7. 77																													
医療職俸給表	2 級以下	100 分の 4. 77																													
	3 級から 6 級まで	100 分の 7. 77																													
	7 級	100 分の 9. 77																													

<p>域手当の月額に100分の10を乗じて得た額</p> <p>(3) <u>広域異動手当</u> 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額</p> <p>(4) <u>特勤手当</u> 当該職員の俸給月額に対する特勤手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額</p> <p>(5) <u>特勤手当に準ずる手当</u> 当該職員の俸給月額に対する特勤手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額</p> <p>(6) <u>期末手当</u> 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額</p> <p>(7) <u>勤勉手当</u> 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額</p> <p>(8) <u>第20条第1項から第6項までの規定により支給される給与</u> 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額</p> <p>イ <u>第20条第1項</u> 前項及び前各号に定める額</p> <p>ロ <u>第20条第2項又は第3項</u> 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>ハ <u>第20条第4項</u> 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される俸給等に係る割合を乗じて得た額</p> <p>ニ <u>第20条第5項又は第6項</u> 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に、同条第5項又は第6項の規定により当該職員に支給される俸給等に係る割合を乗じて得た額</p> <p>3 <u>特例期間においては、第21条、第33条及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、同条の規定により算出した給与額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p>4 <u>特例期間においては、附則第7条の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号、第3号及び第6号から第8号まで並びに第3項の規定の適用については、第1項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から附則第7条第1項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から附則第7条第1項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する</u></p>		
--	--	--

<p><u>広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から附則第7条第1項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第7条第1項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第7条第1項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第8号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号、第3号及び第6号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第2号、第3号及び第6号」と、同号ハ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、第3項中「算出した給与額に」とあるのは「算出した給与額から附則第9条の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。</u></p> <p>5 <u>この条の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>		
---	--	--

附 則（経規程第52号）

この規程は、平成26年3月1日から施行する。